

発 明 文 化 論

〈第 51 回〉

丸山 亮

情 報 秘 匿

ウィキリークスによる公電暴露や、尖閣諸島沖の漁船と巡視船衝突の映像が流出した記憶がまだ生々しいなか、今度は公開されて不思議のない情報が秘匿されることが問題になっている。米国立保健研究所（NIH）は研究を支援した鳥インフルエンザの動物実験による論文に、内容の一部削除を求めた。この論文は、鳥インフルエンザのウイルスが遺伝子配列を一部変えれば人へも空気感染する可能性があることを示すものといわれる（朝日、12.1.12）。公開すると生物テロを呼びかねないと懸念する所内の委員会が削除を勧告し、投稿先の科学誌はそれに従う方針のようだが、科学者の側からは疑問や異論が出ている。同様の論文はすでに発表されているので、これを差し止めても意味はないとする意見や、悪用の恐れのある研究はもっと高度の議論と判断が必要という主張もある。研究のあり方について議論を深めるため、この関連の研究を 60 日間自主的に停止する動きも出てきた（朝日、12.1.21）。

つい先には、福島第 1 原発の事故で、東京電力が国の求めに応じて開示した過酷事故に対処する手順書の一部が黒塗りにされ、読めない状態だったため、批判を浴びた。東電側は、社内文書で一般公開するものではないとし、知的財産の保護や、核物質防護も非開示の理由に上げていた。

技術情報が財産的な価値をもつ場合、非公開とすることは一定限度で容認されるだろう。そして、原子炉が特許やノウハウの固まりだとしても、原子力事故のような公益に強く関係する情報の開示が必要な場合にまで、秘匿が許される理由とはならない。

広島、長崎への原爆投下後、その被害を調査するため米国科学アカデミーは原爆被害調査委員会（ABCC）を設置した。運営資金はアメリカ原子力委員会の提供で、米陸海軍の軍医団が現地に入って被爆調査を行っている。日本は資料収集に協力したものの、その解析に加わることは認められず、全調査資料はアメリカに送られることとなった。資金の提供元がその研究成果を独占したいという欲求の裏には、研究成果が無断で次の兵器開発に利用されたくない、あるいは原爆の残虐性で批判を呼びたくないという思惑があったかもしれない。

軍事研究と結びついたものは、もっと露骨に秘匿が行われる。旧日本軍の 731 部隊による細菌の感染実験など、おぞましい人体実験は戦争犯罪となりうるものだったろうが、情報をアメリカに提供することで関係者は免責され、詳細は秘匿されたと伝えられる。これなども、研究成果を軍事に使用する意図があったのではと疑われる。

これらの例にみる秘匿の動機は、一国の国防という目的ではその範囲で正当化されるかもしれない。しかし、研究成果の相互利用が建前の、より広い国際的な公共性からは問題となるだろう。

携帯電話の iPhone（アイフォーン）やタブレット端末の iPad（アイパッド）で今や世界を席卷しつつあるアップル社は、今までの秘密主義を破って、部品の調達先や製造の委託先を公表した。これらは普通、営業秘密として保護されても不思議はないが、アップルほどの企業になると、労働条件の悪い外国の工場を使っているなどの批判をかわし、さらに透明性を高める社会的な責任が発生している。秘匿による私益を公共の利益がはるかにしのぐようになったと見ていい。

研究開発の成果も同様に、国際倫理から見てその当否が判断されるようになるだろうし、さかのぼって研究そのものの妥当性も、同様な見地から判断されるだろう。

（まるやま りょう 共生国際特許事務所 弁理士）